

本栖特別保護地区の指定について

1 特別保護地区の名称

本栖特別保護地区

2 特別保護地区の区域

南巨摩郡身延町及び南都留郡富士河口湖町本栖湖量水標零メートル時（海拔八百九十九・二三三メートル）水面全域

3 特別保護地区の存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

本栖鳥獣保護区は、南巨摩郡身延町及び南都留郡富士河口湖町に位置する本栖湖を中心とした地域であり、ヤマツツジ、アカマツ、クリ、ミズナラ、コナラ等が分布している。

当該地域は、河口湖、西湖、精進湖及び山中湖と同様に、多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な地域となっている。

特に、当鳥獣保護区の中でも、本栖湖の地域は、渡り鳥のねぐら、採餌場として重要であり、マガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、カワアイサ等の渡り鳥が多数確認されており、富士箱根伊豆国立公園第二種特別地域に指定されている。

このため、当該区域は、本栖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、水面全域を特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施すること等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。